

視障協だより

第269号

令和3年8月発行

社会福祉法人長野県視覚障害者福祉協会

事務局 〒390-0802 長野県松本市旭2-11-39

電話 0263-32-5632

FAX 0263-32-7854

理事長より	1
事務局より	3
音訳事業部より	6
事業推進委員会だより	
令和2年度会員事業費決算報告	7
令和2年度決議事項処理報告	8
啓発広報部より	12
情報機器研究部より	13
女性部より	14
その他のお知らせ	16
プレゼントクイズコーナー	19
訃報	20

理 事 長 よ り

理事長 青木 勝久

今回は、まず始めに会員の皆様に、役員任期満了に伴う改選についてのご報告からさせていただきます。

6月1日に行われた定時評議員会で新理事6名、新監事2名が選任され、その後の理事会において私が理事長再任となりました。2期目の職務という事になりますが、コロナの影響はまだまだ続くと思えます。思い描いたように動けず口惜しいのではありませんが、コロナ禍であっても出来る範囲や出来る事等を見極めつつ進めて参りたいと考えておりますので、どうぞ皆様、引き続きご協力の程、お願い致します。また、新理事および新監事名は、以下のとおりです。ひとまず1期2年間、よろしくお願い致します。

理事長：	<small>あおき かつひさ</small> 青木勝久	業務執行理事：	<small>こやま はるひで</small> 小山治秀
理 事：	<small>ふじもりよしあき</small> 藤森吉明、	<small>すみよし ふゆこ</small> 住吉冬子、	<small>おがさわら しんりゅう</small> 小笠原信隆、
監 事：	<small>なかひがしかずひろ</small> 中東一浩、	<small>ほんま よしはる</small> 本間吉治	<small>つきおかまこと</small> 月岡信

そして今年度から私は、日視連あはき協議会の北信越ブロックの常任委員となりました。50年お世話になったあはきに御礼も兼ねて引き受けることといたしました。6月には、会員の皆様に「平成医療学園グループの東京・大阪・仙台で起こされているあはき19条の裁判に対する署名運動」に380名の皆様からご協力をいただきました。これについて取り纏めていただいた支部長の皆様はじめ、ご協力いただいた皆様に心より御礼申し上げます。いただいた署名用紙は、6月30日に「日本視覚障害者団体連合」に送らせていただきました。今後も会員の皆さんに何かとご協力いただく事となりますが、引き続きよろしくお願い致します。

署名内訳は以下のとおりです。

佐久支部5名、諏訪支部12名、上田支部10名、木曾支部10名、中野支部1名、下高井支部10名、伊那支部10名、松本支部54名、長野支部251名、本部3名、事務局・音訳事業部14名＝380名でした。

また、日視連よりあん摩師等法19条訴訟大阪高裁判決についての報告

が以下の内容でありました。

平成医療学園専門学校ならびに宝塚医療大学が国に対し、あん摩師等法19条によるあん摩マッサージ指圧師養成施設設置の非認定処分を取り消すことを求める訴訟の判決が、大阪高等裁判所202号法廷において令和3年7月9日11時から行われた。法廷傍聴には、新型コロナウイルスの感染拡大に配慮して36名に制限されている中、日本視覚障害者団体連合(旧日盲連)近畿・中国の各ブロック、日本あん摩マッサージ指圧師会、日本理療科教員連盟、全日本視覚障害者協議会、全日本鍼灸マッサージ師会等の視覚障害当事者・支援者約100名が詰めかけた。

ながい ひろゆき
永井裕之裁判長より、控訴人の請求を棄却する、裁判費用は控訴人が負担する旨の判決が言い渡された。(日視連)

続いて、協会でも7月11日の上田支部からの依頼により「福祉機器体験展示会」を小規模で地元業者と事務局で開催いたしました。8月22日には、情報機器研究部の「防災マップについての勉強会」を、9月には「ヨガの体験会」など感染症対策をしながら参加人数も少なくして開催いたしましたと思います。各支部長さんには、詳細をお知らせいたしておりますので、ご参加をご希望の皆様は支部長さんにお問い合わせ願います。

私の業務状況ですが、5月24日の午前中、全国団体長会議、午後は、岡山で開かれた全国大会にオンラインで参加させていただきました。

6月22日には、午前中全国あはき問題代表者会議、午後は定時評議員会にオンラインで参加させていただきました。

まだまだコロナの感染症には怖いものがございます。会員の皆様も、もう暫く他県との交流をお控えいただきたいと思います。

最後に私の勘違いというか、県に対しての要望の「的違い」についてお話いたします。

老人ホームなどは、市町村が設置許可するものであり、県には決定権がないという事です。又、数年前に上田市で全盲の視覚障害者が朝電車で撥ねられて死亡するという事故がありました。私は暫く前から、夜中でもボタンを押すと信号機の音声が出るようにしていただきたいと要望してまいりました。噂では、穂高駅前の信号機が夜中でもボタンを押すとピヨピヨ・カッコーとなると思い込んでおりました。県警に聞いても

「どうかなあ!」、穂高警察署に聞いてみたら「現場に行って確認いたします」。お返事は、「昼間の時間だけですよね!」。上田警察署に聞いたところ「無いと思いますが、設置業者に聞いてみてください」。業者に聞いてみると「私どもは直接工事をしませんでしたので設置業者に聞いてみてください」。これが本当のたらい回しです。

最後に知り合いの信号機メーカーに聞いたところ「たぶん城跡公園前の信号機ではないですか?」との事でした。まだまだ追跡を続けましたが、現在その信号機の夜の作動は止めてあるとのお返事でした。「必要がないものなら最初からつけなければよいのにとと思うのは私の考えだけなのではないでしょうか?むなしく感じております。

事 務 局 よ り

【賛助会費納入について】

日頃は協会の充実と発展にご協力を賜り、深く御礼申し上げます。令和2年度は、約6万6千円の尊いお気持ちを寄せていただきました。

コロナで厳しい状況とは存じますが、出来るだけ多くの方にご協力賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、郵便局の振込用紙を同封いたしますので、ご協力よろしくお願いいたします。(同封の振込用紙は賛助会費以外の送金にはご利用いただけません)

なお、本年度既にご協力いただきました皆様には、ご容赦下さい。

【8月の休館日について】

県視覚障害者福祉センター(以下、「センター」と称す)は、8月12日(木)から8月18日(水)まで夏期休館と定休日の為、連休となりますのでよろしくお願い致します。

【令和3年度厚生労働大臣免許保有証の新規交付申請および 更新手続きについて】

令和3年度の新規交付申請受付を当会でも開始しておりますので、必要な方は協会事務局へお電話にてお申し込み下さい。

1. 申込手順

- ① まずは、事務局へお電話下さい。申請用紙をお送り致します。
- ② あはき師の免許証の有無及び免許登録事項の変更がないか確認
※ 紛失・変更がある場合は、財団への再発行申請手続きが必要となります。
※ 住民票の氏名・本籍地と免許証の氏名・本籍地の記載事項が異なる場合は、免許証再発行後の来年度の申請となります。
- ③ 事務局からお手元に届きました厚生労働大臣免許保有証交付申請書(新規)及び写真貼付用紙の記入と添付書類・写真の準備
 - ・顔写真(縦45mm×横35mm・フチ無し・正面・無帽・無背景・6ヶ月以内に撮影したもの。カラーでも白黒でも可)
 - ※ 写真は貼り付けないでください
 - ・身分証明書のコピー(身障手帳もしくはパスポートに限定させていただきます。A4サイズでコピーをおとりください。)
 - ・あはき免許のコピー各1部ずつ(A4サイズ)
 - ※ 都道府県知事免許で裏書がある場合は裏面のコピーも必要
 - ※ あはき免許証に記載された申請者の氏名や本籍地が、住民票に記載された内容と異なる場合、免許保有証の発行はできません。
 - ・本籍地が記載された住民票原本(発行日より6ヶ月以内のもの)
 - ※ マイナンバーが記載されていないもの
 - ・手数料：会員＝2,404円、非会員＝4,404円(免許保有証発送料金含む)
 - ※ 申請書送付時に郵便局振替用紙を同封致しますので、ご送金下さい。
- ④ ②③でご用意いただいたものを下記にご送付下さい
【送付先】〒390-0802松本市旭2-11-39
(福)長野県視覚障害者福祉協会

2. 申請期間：7月1日(木)～8月13日(金)
3. 免許保有証発送予定期間：令和4年3月下旬予定

【ガイドヘルプ事業所しらかばより】

日頃はガイドヘルプ事業所しらかばをご利用いただき、誠にありがとうございます。

夏期休業中に、ガイドヘルパーを利用する予定が決まっている方は事前に事務局に連絡を。又、緊急にガイドヘルパーを利用した方は事後報告を休み明けにご連絡下さるようお願いいたします。

なお、緊急時連絡用の専用携帯電話も用意しておりますので、土・日・祝祭日及び夏期・年末年始休業中の緊急時や予定外の外出が必要になった場合にご活用下さい。

しらかば専用電話：090-9667-2870

【第74回全国視覚障害者福祉大会(岡山大会)

全国大会の動画公開のご案内】

5月24日に開催された第74回全国視覚障害者福祉大会(岡山大会)のYouTube動画が公開されていますので、下記の動画閲覧用URLで閲覧出来るそうですので、是非この機会にご視聴下さい。

1. 公開内容

開催名：第74回全国視覚障害者福祉大会(岡山大会)

開催日：令和3年5月24日(月)

2. 閲覧用URL

第1部式典：<https://youtu.be/9LTgs0tIroo>

第2部大会議事：<https://youtu.be/VP1Dcj2Rx48>



音 訳 事 業 部 よ り

1. ごあいさつ

猛暑が続く日々ですが、皆様お元気にお過ごしでしょうか。先の見えないコロナ禍の中、1年遅れての「東京オリンピック」が開催されました。テレビやラジオで観戦・応援されたことと思います。

これからは読書の秋に向かいます、どうぞごゆっくりと録音図書をご堪能ください。職員一同録音図書リクエストをお待ちしております。

2. 今月のおすすめ新作録音図書

1. 『ほうじょう こげつ かもの孤月：鴨長明伝』

あずさわかなめ
梓澤 要 著

しもがもじんじゃ しんしよく
下鴨神社の神職の家に生を受けた鴨長明は、出世を望みながらも幾度となく挫折する。50歳で出家し、山奥の一間の庵ひとま いおりにこもる。不遇の半生と未曾有みぞう やくさいの厄災から悟ったこの世の真とは。

2. 『コロナとバカ』

ビートたけし 著

コロナを舐めるヤツも、過剰に怖れるヤツも、冷静さを失っている。いつからこの国はこんなに薄っぺらになっちゃったんだ。政治家、芸能界、そしてコロナ騒動・・・毒全開で一刀両断！

3. 『希望荘』

きぼうそう みやべ
宮部みゆき 著

すぎむらさぶろう
離婚し、仕事もやめて故郷に帰った杉村三郎は、ひよんなことから私立探偵事務所を開くことに。そこで受けた依頼人の調査は思いがけない結末に。

4. 『お も推し、燃ゆ』

うさみ
宇佐見りん 著

生きづらさを抱えている高校2年のあかりは、アイドルになることで自分の存在意義を保っていた。だが、推していたアイドルが事件を起こし、変化が起きる。

5. 『い かたじょうず わら生き方上手はよく笑うモタさんの言葉』

さいとう しげた
斎藤茂太 著

精神科医としていえることは「笑い」をわすれないことである。笑いを忘れたところに本当の幸福はない。明るく笑いながら楽しく生きていく事によって「大往生だいおうじょう」がある。

録音図書貸出をご希望される方は、音訳事業部(電話026-217-3201)までご連絡下さい。

事業推進委員会だより

令和2年度会員事業費決算報告

【会員会費収入】 (単位：円)

会費収入(@4,000円×212人)	848,000
--------------------	---------

【事業推進委員会活動費】

お茶代	1,830
情報機器講習会講師料	30,000
合計	31,830

【女性部活動費】

日視連女性協議会会費	18,000
日視連女性協議会会報購読料	750
合計	18,750

【その他費用】

日視連年会費	37,500
日視連スポーツ協議会年会費	10,000
日視連青年協議会年会費	5,000
日本愛盲シール委員会会費	16,000
奉仕治療等活動助成金	70,000
視障協だより印刷封入代	217,170
視障協だより、通知文郵送代	95,146
支部宛通知文印刷封入代	94,200
合計	545,016

令和2年度決議事項処理報告

- 1 コンビニやスーパーなどでキャッシュレス決済やセルフレジが増えてきている中、視覚障害者にとって扱いが困難な為、店側で対応していただける人員を配置するよう合理的配慮の強化推進を要望する。

[回答]県では、「障がい者共生社会づくり条例(仮称)」の制定に向けた準備を進めており、事業者における適切な合理的配慮の提供は、共生社会実現の上でも重要な部分と考えております。事業者での合理的配慮の理解を深めるための取組として、「事業者向け合理的配慮マニュアルブック」の作成・配布を検討しており、セルフレジにおける合理的配慮の提供に関しては「操作困難な人への介添え、声かけ、操作の代行」等、具体的事例を掲載し、視覚障がいのある方に必要な配慮が提供されるよう努めてまいります。

コンビニ、スーパーに限らず、県内の事業者において、障がいのある方への適切な合理的配慮の提供が行えるよう、信州あいサポート運動等を通じ、障がい者理解が深まる取組をこれからも継続して行ってまいります。(障がい者支援課)

- 2 東北信地区に視覚障害者が安心して入居できる「特別養護盲老人ホーム」および「グループホーム」を設置していただきたい。

[回答]特別養護老人ホーム等の介護保険施設については、3年毎に策定する「介護保険事業支援計画」(長野県高齢者プラン)に基づき、計画的に整備を進めています。その際、施設整備の目標等は市町村が策定する「介護保険事業支援計画」を踏まえています。

本年度は第7期高齢者プランの最終年となり、現在、令和3年～5年度までの第8期高齢者プランの策定を進めているところです。

市町村が策定する「介護保険事業支援計画」は、当事者及び住民の意見を聞き、施設整備の必要性について将来の需給バランス等を踏まえ方針を定めています。

東北信地域への特別養護盲老人ホームの設置については、既存施設の入居状況や今後の需要見込を踏まえ市町村が整備を要望する場

合に補助し支援してまいります。なお、長野市内に設置する場合は、所管する長野市に補助を要望していただくようお願いします。(介護支援課)

県が直営で運営している障がい者グループホームはなく、社会福祉法人等の民間が入居者からの負担金や自立支援給付費によりグループホームを運営していただいています。

民間によるグループホームの創設の場合、24,600,000円を上限として、事業費の4分の3以内を補助する制度があり、補助を希望する事業者には例年8月頃、翌年度の補助要望を保健福祉事務所に提出していただいているので、事前に建設予定地を所管する保健福祉事務所福祉課に相談してください。(ただし、要望すれば必ず補助金が支給されるものではありません。また、長野市内に設置する場合は所管する長野市に補助を要望してください。)(障がい者支援課)

- 3 日常生活用具給付品目の「点字ディスプレイ」について、市町村格差がある為、県内一律に給付していただけるよう県から各自治体に呼びかけることを要望する。

[回答]日常生活用具給付事業については、市町村が主体となり、実施しております。

日常生活用具は、視覚障がいをはじめ、障がいをお持ちの方が日常生活を送るために必要不可欠なものであると認識しておりますことから、市町村において事業が円滑に実施されるよう、情報提供等を行ってまいります。(障がい者支援課)

- 4 県内全ての市町村が、紙幣識別機を日常生活用具の給付品目とすることを県から各自治体に呼びかけることを要望する。

[回答]日常生活用具給付事業については、市町村が主体となり、実施しております。

日常生活用具は、視覚障がいをはじめ、障がいをお持ちの方が日常生活を送るために必要不可欠なものであると認識しておりますことから、市町村において事業が円滑に実施されるよう、情報提供等を行ってまいります。(障がい者支援課)

5 同行援護においてガイドヘルパーの人員不足が深刻化し、視覚障害者の生活に不便が生じている為、ガイドヘルパーの必要性和重要性を県民の皆様理解していただくよう啓発活動を行なっていただき、人員不足を解消する一助をいただきたい。

[回答]県では、視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業において同行援護研修の指導者を要請することにより、同行援護従業者養成研修の拡充を図り、同行援護事業所における人員不足が解消するよう、引き続き取り組んでまいります。

また、ガイドヘルパーの必要性和重要性については、障がい者理解と合わせ県民及び事業者等に広く周知・啓発を図ってまいります。(障がい者支援課)

6 視覚障害者が移動する際、タクシー等の公共交通機関を利用するが、各市町村で発行されているタクシー券では賄いきれない為、県として移動困難のある障害のある者に対して、新たに助成金制度を設けるよう要望する。

[回答]障がい者に対するタクシー利用助成は市町村が住民に対する福祉施策として実施しています。

ドアツードアの輸送が可能であるタクシーは、障がい者の移動手段として重要な役割を果たしていると認識しております。
長野県内のタクシー事業者は、障害者手帳を所持している者が乗務員に当該手帳を提示した場合、運賃が1割引となる「身体障がい者割引」を実施しています。(交通政策課)

また、身体障害者手帳を所持する視覚障がい者については、福祉有償運送の輸送の対象者となることから、同制度を活用していただくようお願いします。(地域福祉課)

7 災害時、移動困難のある障害者の移動回数を軽減するため、一時避難所設営時に福祉避難所を同時設営し、一時避難時から即時利用できるよう改善を要望する。

[回答]現在の災害時における要配慮者の避難の流れは、まずは地域の一般避難所へ向かい、その後市町村職員が、車椅子使用や個室利用な

ど配慮事項に応じて個別の福祉避難所等へ振り分けることが一般的です。

福祉避難所への直接避難を行う場合、福祉避難所への受け入れを想定していない被災者等が多数避難してくる懸念があること、また、要配慮者の中でも、一般避難所における福祉スペースを活用する場合もあり、個別の判断が必要になることが考えられる等の理由からこのような対応がとられています。一方で障がい者にとっては一般避難所への避難が負担になるとの意見もあると承知しております。現在、国において、要配慮者の避難行動の個別計画策定を制度化する動きがあり、これと併せて福祉避難所への直接避難を促進するための方策について検討が行われているところです。

今後の国における検討結果に応じ、市町村に対する情報提供や要請をしてまいりたいと考えております。(健康福祉政策課)

8 視覚に障害のある者の就労場所および就労機会の拡充を要望する。

[回答]今年度はコロナ禍で行えていませんが、大切な啓発活動として民間企業で施術（実習）を継続していきたいと考えております。ヘルスキーパーについてはハローワークにも継続して要望してまいります。(特別支援教育課)

5地域振興局に配置した求人開拓員により、障がいのある求職者からの職業相談に応じるとともに、個々の状況に応じた求人開拓や紹介状の発行、就職後のサポートなど求職者に寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。

また、雇用普及啓発セミナー等を通じて、事業主や人事・労務担当者等の視覚障がい者に対する理解を深めるとともに、雇用の促進を図ってまいりたいと考えております。(労働雇用課)

長野市における地域生活支援事業の通勤での利用について

[回答]長野市の地域生活支援事業(重度障害者等就労支援特別事業)については、今年度でも利用可能なので、具体的事例があれば相談していただきたいとのことでした。

感染疑いの方のタクシー等の利用について

[回答]感染の疑いのある方がタクシーや民間救急車を利用される際は、自身のお体の状態を事業者に申告した上で、マスクの着用や手指消毒等の感染症対策を行っていただくとともに、運転手の安全を確保するための換気等の取組みにご協力いただくようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の受診窓口について

[回答]来月以降、新型コロナウイルス感染症の受診の窓口は、基本的にかかりつけ医になる予定です。もしかかりつけ医で対応不可の場合は、その医療機関において他の受診可能な医療機関を紹介してもらるか、又は各保健所にお問い合わせいただければ、受診可能な医療機関をご紹介いたします。

啓発広報部より

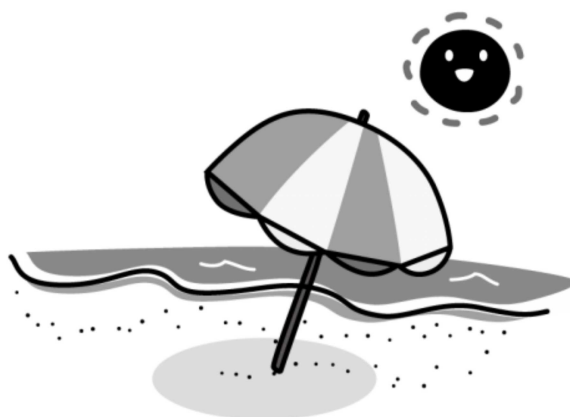
部長 藤森 吉明

毎日蒸し暑いこの頃です。皆さんコロナワクチンはお済みになりましたか。

啓発広報部では毎年文集信濃の泉を発行しておりますが、今年も発行したいと考えています。皆さんの協力で作る文集にしたいと考えています。

沢山の原稿を募集しておりますので、どしどしお寄せ頂ければとてもうれしいです。

どうかよろしくお願いします。



情報機器研究部より

部長 前野 弘美

日頃は情報部へのご協力、ありがとうございます。

本年度は「視覚に障害のある人向けハザードマップの学習会」です。新型コロナウイルス感染拡大防止の為に会場での飲食は出来ません。また、参加の人員を10名に制限させていただきますのでご了承下さいませ。

日時：令和3年8月22日(日)10:30～12:30

会場：長野県視覚障害者福祉センター(松本市旭2-11-39

☎0263-32-5632)

主催：長野県視覚障害者福祉協会情報機器研究部

講師・協力：長野高専電子情報工学科教授 ふじさわよしのり 藤澤義範様、他

内容：講演と体験を通してハザードマップへの関心を高めて頂きます。

近年、地震や台風などによる災害が日本の各地で発生しています。2019年の台風19号では長野県でも長野市を始めとする多くの市町村で災害が発生しました。この様な状況の中で、私たちの生活している地域の安全や、安全確保の為に避難を考える上でハザードマップはとても重要なものです。災害の種別に応じたハザードマップがありますが、視覚に障害のある者にも状況が分かる物はあまりありません。長野市の長野高専の藤澤先生と学生さんが視覚に障害のある方々と共に、立体表現などで目が不自由でも状況を知ることが出来るハザードマップを作成されました。先生のお話を聞くと共に、実際にハザードマップに触れて学びたいと思います。その上で今後それぞれの住まう地域で必要なハザードマップの製作が出来るのかを考えるきっかけとしたいと思います。

参加の申し込みは事務局または前野弘美までお願い致します。

申込人員が10名となりましたら締切とさせていただきます。

前野弘美の携帯電話：080-1043-7315(出られない時は留守番電話になりますのでコメントを残して下さい。)

よろしく、お願い申し上げます。

女 性 部 よ り

部長 住吉 冬子

こんにちは。今年の梅雨は、急に大雨が降り出したかと思えば、あっという間に止んで、その後は晴れに変わったりという極端な天候でなんとなく憂鬱になってしまっている最近の私ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか？

1. 令和2年度事業報告並びに会計報告、協力金報告について

今年度も、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大変残念ではありましたが総会を中止させていただきました。

つきましては昨年同様、各支部長さんに詳しい内容を書面にて送付させていただきましたので、お知りになりたい方は支部長さんもしくは役員にご連絡をお願いいたします。

2. テープ文集「りんどう」について

「りんどう」を発行するかにつきましては皆さま様々なご意見があるとは思いますが、皆で集まって意見交換を行えるようになるまでは、大変申し訳ありませんが発行を延期させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

3. 第67回日視連全国視覚障害女性研修大会について

開催地である鹿児島県としてはぎりぎりの段階まで現地での開催を前向きに検討されたようですが、結果的に今年は初めて全国代表者会議をオンライン形式で行うこととなりました。

9月1日(水)の午前に、部長である私が県視覚障害者センターにて参加する予定です。会議の内容につきましては、後日何らかの形で皆様にご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

4. 秋の研修会について

期日：10月3日(日)

場所：県視覚障害者福祉センター

受付：10時半から10時50分

内容：エゴスキュー体操

持ち物：上履き、大きめのバスタオル(ヨガマットの上に敷くため)

今年度は久しぶりに、体を動かす研修を考えてみました。

エゴスキュー体操とは、アメリカ生まれで身体の痛みや歪みなどを解消する目的で作られた体操です。

現在、視覚障害者センターのデイサービスの一つの講座としても行われていることをお聞きし、今回初めて挑戦してみることにいたしました。

実際の体操は、11時から1時間ほど行う予定です。

ただし、体操でヨガマットと椅子を使用するため、今回は先着順で最大9名となった時点で申し込みを締め切らせていただきたいと思います。

また会員のサポーターとして、9名の参加者に対して最低でも4名のガイドヘルパーさんが必要ですので、参加される際にはできるだけガイドさん同伴をお願いいたします。

参加をご希望の方は、9月20日(月)までに、役員または事務局までお願いいたします。

なお今回は、昼食無しで午前中のみの研修会となってしまいますが、ご了承ください。

まだまだ暑い毎日が続きます。

どうか皆様くれぐれも熱中症などに気を付けながら、元気にお過ごしください。

その他のお知らせ

【国民年金法施行令等の一部を改正する政令案に関する 御意見の募集について】

令和3年7月16日

厚生労働省年金局事業管理課

国民年金法施行令等の一部を改正する政令案について、下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見募集期間：令和3年7月16日(金)～令和3年8月14日(土)(必着)
2. 御意見募集対象：国民年金法施行令等の一部を改正する政令案
(概要)
3. 御意見の提出方法：御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください(様式は自由)。その際、件名に「国民年金法施行令等の一部を改正する政令案に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。
 - (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合：
「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領(提出先を含む)」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。
 - (2) 郵送する場合：〒100-8916東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省年金局事業管理課宛て
4. 御意見の提出上の注意：提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください(御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します)。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その

他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

詳しくは、<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210135&Mode=0>

**【国民年金・厚生年金保険障害認定基準等の一部改正(案)に関する
御意見の募集について】**

令和3年7月16日

厚生労働省年金局事業管理課給付事業室

今般、国民年金・厚生年金保険障害認定基準等の一部改正(案)について、下記のとおり、御意見を求めます。

記

1. 御意見募集期間：令和3年7月16日(金)から令和3年8月14日(土)まで
(必着。郵送についても、募集期間内の必着とします。)
2. 御意見募集対象
 - ・国民年金・厚生年金保険障害認定基準等の一部改正(案)について
【概要】
 - ・国民年金・厚生年金保険障害認定基準(第1章第1節／眼の障害)新旧対照表(案)
 - ・国民年金・厚生年金保険障害認定基準(別表1併合判定参考表)新旧対照表(案)
 - ・診断書(眼の障害用)(案)
3. 御意見提出方法：御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください(様式は自由)。その際、件名に「国民年金・厚生年金保険障害認定基準等の一部改正(案)に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。
 - (1)電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合：
「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面

の「意見募集要領(提出先を含む)」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合：〒100-8916東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省年金局事業管理課給付事業室宛て

4. 御意見提出に当たっての注意事項：提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください(御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します)。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

詳しくは、<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210136&Mode=0>

【福祉用具体験展示会にご参加いただき、ありがとうございました。】

去る、7月11日(日)上田市ふれあい福祉センターで福祉用具体験展示会を行いました。ご参加頂きました皆様方には、超悪天候の中、お集まり頂きまして、ありがとうございました。

当日は、台風による激しい雷雨の中、ご予約頂いた13名の方にお集まりいただき、暗所視支援メガネ始め、プレクストーク、拡大読書機等の体験をしていただきました。

特に暗所視支援メガネは、一人10分程度の体験時間を設け、メーカーの方に丁寧に説明をしていただきながら体験して頂きました。その他、プレクストークは、既にお持ちの方も多いとは思いますが、シナノケンシさんに来て頂いて、新しいプレクストークで出来る事を個々に説明していただけたので、持っている方からも「こんな使い方があるなんて知らなかった」などの感想をいただき、短い時間ではありましたが、有意義な体験会となりました。

プレゼントクイズコーナー

前号に引き続き、今号も懸賞クイズをご用意致しました。全問正解の方の中から、抽選で5名の方に、コンビニエンスストアで利用できるQUOカードをお一人様500円分をプレゼントさせていただきますので、どしどしご応募ください。

1. 応募方法・・・事務局宛てにお電話で、回答をご連絡ください。
2. 応募締切日・・・9月30日(木)16:00まで
3. 当選発表・・・10月中旬に賞品の発送をし、次号視障協だより誌面にて当選者発表をさせていただきます。

では、問題です

問題1. ある飲み物を使ってトイレの汚れを落としやすくすることができます。それはなんでしょうか？

- ①コーンスープ ②コーラ ③タピオカミルクティー

問題2. キリンの睡眠時間はどれくらい？

- ①8時間 ②20時間 ③20分

問題3. 人間の体内にある血管をつなぎ合わせるとどれくらいの長さになる？

- ①42キロメートル(マラソンコースくらいの長さ)
②500キロメートル(東京から大阪までの距離と同じくらいの長さ)
③10万キロメートル(地球を2周半するくらいの長さ)

問題4. オナラの速さはどれくらい？

- ①秒速5センチメートル(某アニメ映画のタイトルくらい)
②時速12キロメートル(ちょっと速いジョギングくらい)
③時速45キロメートル(本気を出したウサイン・ボルトくらい)

問題5. 人間とチンパンジーの体毛の数はどれくらい違う？

- ①チンパンジーのほうが100万本くらい多い
- ②ほとんど同じくらい
- ③人間のほうが100万本くらい多い

★5月号のプレゼントクイズコーナー当選者発表★

5月号視障協だよりメール・誌面で実施しました「プレゼントクイズコーナー」にご応募をいただいた皆様、ありがとうございます。

厳正なる抽選の結果、5月号の当選者は松本支部の前野弘美さんとなりました。

おめでとうございます！

【前回の答え】

5月号クイズ答え

問題1. 5円(ボールペンが105円で、消しゴムが5円です。)

問題2. ⑤(特に何も考えていない)

問題3. ③(黒色)

問題4. ②(話のメインの部分)

問題5. ①ピアノ(ピアノはクラヴィチェンバロ・コル・ピアノ・エ・フォルテの略語。弱い音(ピアノ)から強い音(フォルテ)まで出せるチェンバロという意味なのだ。)

訃 報

謹んでご冥福をお祈りいたします。

かねこ かずお
金子一夫様(諏訪支部)

令和3年6月28日

に、お亡くなりになりました。